

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	福岡財務支局長
<b>【提出日】</b>	平成23年9月30日
<b>【会社名】</b>	株式会社正興電機製作所
<b>【英訳名】</b>	SEIKO ELECTRIC CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 井上 信之
<b>【本店の所在の場所】</b>	福岡市博多区東光二丁目7番25号
<b>【電話番号】</b>	(092)473 - 8831(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	経営統括本部長 田中 勉
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	福岡市博多区東光二丁目7番25号
<b>【電話番号】</b>	(092)473 - 8831(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	経営統括本部長 田中 勉
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 451,000,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	証券会員制法人福岡証券取引所  (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成23年9月30日開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,000,000株	451,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,000,000株	451,000,000	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
451		100株	平成23年10月17日(月)		平成23年10月17日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社正興電機製作所 本社	福岡市博多区東光二丁目7番25号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福岡銀行 本店営業部	福岡市中央区天神二丁目13番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
451,000,000		451,000,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社の経営戦略に基づく割当予定先との関係強化ならびに当社の財務基盤の強化を目的とするものであります。したがって、本自己株式処分による手取金は、使途を特定せず、業務運営に資するため、運転資金に充当します。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	株式会社九電工
本店の所在地	福岡市南区那の川一丁目23番35号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度 第83期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月29日 関東財務局長に提出  （四半期報告書） 事業年度 第84期第1四半期 （自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日） 平成23年8月11日 関東財務局長に提出

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式540,725株（発行済株式総数の0.65%）を保有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式619,368株（発行済株式総数の5.18%）を保有しております。
人事関係		当社顧問のうち1名は、割当予定先の社外監査役を兼任しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先へ製品を販売しております。

##### c 割当予定先の選定理由

当社は、電気設備の製造販売を主な事業としておりますが、株式会社九電工とは電気設備工事における受配電装置の主要な販売先として、長年にわたる協力関係を築いております。

また、当社は、将来の発展を見据えて、環境・省エネ分野への事業領域の拡大を図る必要があるものと考えております。このような考えのもと、総合設備業を掲げ、エネルギー・環境関連施設工事など幅広い分野に業容拡大を図っている株式会社九電工は、当社の将来製品の供給先としても補完関係を構築できる重要な協業先と捉えております。株式会社九電工との更なる関係強化を行うことは、将来における当社の成長と発展に資すると思われることから、同社を割当予定先として決定いたしました。

##### d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,000,000株

##### e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との関係強化を目的とした割当予定先による投資であり、中長期に亘り継続的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先に対して、払込期日から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等所定の内容を書面に記載のうえ当社に報告し、当該報告に基づく報告を当社が福岡証券取引所に行い、当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定であり、株式会社九電工より、かかる確約書の締結につき内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の第83期有価証券報告書(平成23年6月29日提出)及び第84期第1四半期報告書(平成23年8月11日提出)により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社九電工は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部上場会社であり、「九電工行動憲章」等を作成し、「反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する」と宣言しております。以上の内容について当社は、株式会社九電工関係部門へのヒアリング及び同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」等で確認しており、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、当社株価の変動状況、財務状況や業績見込、事業環境等を総合的に勘案するとともに、割当先が中期に亘り継続的に保有することのリスク面も考慮して、割当先と十分協議のうえ、451円といたしました。

当該処分価額は、取締役会決議の直前成立日（平成23年9月28日）の終値451円との乖離率0.00%、取締役会決議前1ヶ月（平成23年8月30日から平成23年9月29日）終値平均値である467円（円未満切捨て）との乖離率-3.42%、取締役会決議前3ヶ月（平成23年6月30日から平成23年9月29日まで）終値平均値である459円（円未満切捨て）との乖離率-1.74%、及び同じく6ヶ月（平成23年3月30日から平成23年9月29日まで）終値平均値である443円（円未満切捨て）との乖離率+1.80%となっておりますが、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記処分価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、本自己株式処分にかかる取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）は、財務基盤の強化に資するものであること、また当該処分価額については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案し決定されていること、参考とした市場価格は取締役会決議の直前成立日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられることから、上記算定根拠による処分価額が有利発行には該当しない旨の意見を表明しております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式の処分株式数は1,000,000株であり、当社発行済株式総数に占める割合は8.36%、議決権ベースでは8.46%と一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、本自己株式処分は割当予定先との関係強化を目的に行うものであることから、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する 所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	1,736	16.05	1,736	14.69
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,630	15.07	1,630	13.79
株式会社九電工	福岡市南区那の川一丁目23番35号	619	5.72	1,619	13.70
西日本鉄道株式会社	福岡市中央区天神一丁目11番17号	1,133	10.47	1,133	9.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・西部瓦斯株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	552	5.11	552	4.67
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	517	4.79	517	4.38
土屋 達雄	福岡市中央区	484	4.48	484	4.10
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	459	4.25	459	3.89
土屋 直知	福岡市中央区	301	2.79	301	2.55
株式会社山口銀行	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	200	1.85	200	1.69
計	-	7,636	70.58	8,636	73.07

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年6月30日現在の株主名簿及び平成23年8月31日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 上記のほか、平成23年8月31日現在1,121千株を自己株式として所有しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年8月31日現在の総議決権数(108,187個)に、本自己株式処分に係る議決権数10,000個を加えて算出した数値です。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

手取金の使途につきましては、第一部[証券情報]の第1[募集要項]の4[新規発行による手取金の使途](2)[手取金の使途]に記載しております。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年9月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年9月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第107期事業年度）の提出日（平成23年3月30日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年9月30日）までの間において、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

#### 1 提出理由

平成23年3月30日開催の当社第107回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年3月30日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

###### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額53,162,885円

###### ロ 効力発生日

平成23年3月31日

###### 第2号議案 利益準備金の額の減少の件

###### イ 減少する準備金の額

利益準備金 580,750,000円の全額

###### ロ 効力発生日

平成23年5月1日

## 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、井上信之、岡本文広、薮千鶴男、新納洋、福重康行、松尾聡、滝口裕、有江勝利を選任する。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決 要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	73,558	26	0	(注)1	可決(86.03%)
第2号議案	73,558	26	0	(注)1	可決(86.03%)
第3号議案					
井上 信之	73,558	26	0	(注)2	可決(86.03%)
岡本 文広	73,558	26	0		可決(86.03%)
薮 千鶴男	73,558	26	0		可決(86.03%)
新納 洋	73,558	26	0		可決(86.03%)
福重 康行	73,558	26	0		可決(86.03%)
松尾 聡	73,558	26	0		可決(86.03%)
滝口 裕	73,558	26	0		可決(86.03%)
有江 勝利	73,558	26	0		可決(86.03%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算していません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第107期)	自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日	平成23年 3月30日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第108期第 2 四半期)	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日	平成23年 8月11日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 3月19日

株式会社正興電機製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久留和夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中野宏治

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社正興電機製作所の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社正興電機製作所及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社正興電機製作所の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社正興電機製作所が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3月22日

株式会社正興電機製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久留和夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中野宏治

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社正興電機製作所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社正興電機製作所及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社正興電機製作所の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社正興電機製作所が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 3月19日

株式会社正興電機製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久留和夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中野宏治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社正興電機製作所の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社正興電機製作所の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月22日

株式会社正興電機製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久留和夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中野宏治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社正興電機製作所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社正興電機製作所の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月10日

株式会社正興電機製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 久留和夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野宏治  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社正興電機製作所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社正興電機製作所及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月11日

株式会社正興電機製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久留和夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中野宏治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社正興電機製作所の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社正興電機製作所及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。